【定年後研究所サイト】

連載『変わりゆく"テイネン"』

第1回「定年後=悠々自適」は昔話



う。「昭和の定年」イメージ

『これからは悠々自適…』は「昭和の定年」の象徴?

職場で花束をもらって、後輩たちに見送られながら、長年勤 めてきた会社を後にするオジサンの後ろ姿。自宅に帰ると、玄 関で家族が揃って、「お父さま、長年のお勤めごくろうさまで した。これからは"悠々自適"にお過ごしくださいませ」と。

人生におけるピリオドとしての"テイネン"の定番イメージ です。昭和の定年年齢と言えば、男性の場合「55歳」が一般 的でした。1950年代前半(昭和20年代後半)頃の平均 寿命は、男性の場合ですと、60歳を少し超えたくらいでし た。会社人生のゴールは、私たちの人生そのもののゴールとほ ぼ等しかったのが、「昭和の定年」のイメージだったのでしょ

(本文と写真は関係ありません)

定年延長の歴史は「平成の定年」の歴史

定年制度の歴史を紐解いてみると、「55歳定年」の見直しが検討されるようになったの は、1980年代に入ってからです。少子高齢化が進み、労働力人口が減少していく…とい う危機感から、「定年延長」が本格的に議論されるようになりました。

1986 (昭和61) 年に「高年齢者等の雇用の 安定等に関する法律」(以下、「高年齢者雇用安定 (注) 高年齢者雇用安定法(2020年改正前)の概要 法」)が制定され、60歳定年が努力義務となって以 来、定年延長の道筋がスタートしました。1998 (平成10)年には努力義務が「義務化」へと変わ り(60歳未満の定年禁止)、2000(平成12) 年には65歳までの高年齢者の雇用確保が努力義 務となり、2006(平成18)年には義務化とな りました (注)。

定年を65歳未満に定めている事業主は、次の いずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を 講じなければなりません。

- ①65歳まで定年年齢を引き上げる
- ②65歳までの継続雇用制度を導入する
- ※当初は、労使協定で適用基準を設けることが可能でしたが、2013年改正でこの対象基準制度は廃止
- され、希望者全員を対象とすることになりました。
- ③定年制を廃止する

その後、2013(平成25)年には、65歳までの継続雇用制度について、希望者全員 を対象とすることになりましたので、この時点で「希望者全員が65歳まで働くことのでき る社会」が整備されたことになります。

"テイネン"のあり方が変わった

2013(平成25)年には、平均寿命が男女ともに80歳を超えました(厚生労働省「簡易生命表」より)。そして、合計特殊出生率は、2005(平成17)年には、過去最低の1.26にまで低下しました(厚生労働省「人口動態統計」より)。

「少子高齢社会」とともに、定年延長が現実のものとなっていった「平成の定年」。そして、平成末期の2018(平成30)年には「70歳定年」の構想が打ち出され、2020(令和2)年3月に、「高年齢者雇用安定法」の改正法案が可決・成立したことは、記憶に新しいところです。

「70歳までの就業機会を確保する措置を講じる」ことを、事業主に対して努力義務とする今回の改正法は、まさに「人生 100年、生涯現役」時代に相応しい"テイネン"のあり方を私たちに投げかけています。

(第2回につづく)